

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財閥第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 22 類 飲料、アルコール及び食酢 (省 略)	第 22 類 飲料、アルコール及び食酢 (同 左)
22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。） (省 略)	22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。） (同 左)
この項には、この類の注 3 に規定されているアルコールを含有しない飲料で、他の項、特に 20.09 項又は 22.01 項に属さないものを含む。 (A) 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） このグループには、次の物品を含む。 (1) (省 略) (2) レモネード、オレンジエード、コーラのような飲料：通常の飲料水（甘味を有するか有しないかを問わない。）に果実若しくはナットのジュース若しくはエッセンス又は複合エキスで香味付けしたもので、場合によつてはくえん酸又は酒石酸が添加される。これらの飲料は、しばしば炭酸ガスを封入して通常びん又はその他の密閉容器に詰められている。 <u>このグループの飲料において、果実又はナットのジュースの最大含有量は、当該果実又はナットのジュースの種類によって異なる。その含有量は最終製品の全容量の 25% を超えることはできない。</u> (B) 及び (C) (省 略) (省 略)	この項には、この類の注 3 に規定されているアルコールを含有しない飲料で、他の項、特に 20.09 項又は 22.01 項に属さないものを含む。 (A) 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） このグループには、次の物品を含む。 (1) (同 左) (2) レモネード、オレンジエード、コーラのような飲料：通常の飲料水（甘味を有するか有しないかを問わない。）に果実若しくはナットのジュース若しくはエッセンス又は複合エキスで香味付けしたもので、場合によつてはくえん酸又は酒石酸が添加される。これらの飲料は、しばしば炭酸ガスを封入して通常びん又はその他の密閉容器に詰められている。 (B) 及び (C) (同 左) (同 左)
第 29 類 有 機 化 学 品 (省 略)	第 29 類 有 機 化 学 品 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(I) ~ (IV) (省 略)</p> <p>(V) ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンの構造類似物：「構造類似物」とは、母体化合物と近似な構造関係を持つが、誘導体とは認められない化合物である。これには、天然の化合物に構造的に類似するが、構造内の一原子以上を他の原子で置き換えた化合物を含む。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) ステロイドホルモンの構造類似物：ゴナン構造を有していないではなくてはならないが、環の原子が他の原子（ヘテロ原子）によって置換又は環が拡大若しくは縮小されていてもよい。環の拡大又は縮小は、相対的なゴナン環構造を維持しながら、環の構成原子数を六員環若しくは七員環に増加させること、又は五員環に減少させることによる。オキサンドロロン（oxandrolone）（I NN）及びテストラクトン（testolacton）（I NN）はこの種の構造類似物の代表的な例である。この種の構造類似物及び誘導体のグループ（上記ゴナン構造を有するものに限る。）は、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）として使用される物質を多数含む（例えば、サイプロテロン（cyproterone）（I NN）（抗アンドロゲン）、ダナゾール（danazol）（I NN）（抗性腺（せん）刺激ホルモン）、エポスタン（epostane）（I NN）（プログステロンの生成を阻害する。））。</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(VI) (省 略)</p> <p>29.37 項に分類される物品の一覧表（※）</p> <p>（※）世界保健機関（WHO）の公表した International Nonproprietary Names 又は International Nonproprietary Names (Modified) の品名がある場合には、それを最初に掲げ、それぞれ（I NN）又は（I N NM）が記されている。</p>	<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(I) ~ (IV) (同 左)</p> <p>(V) ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエンの構造類似物：「構造類似物」とは、母体化合物と近似な構造関係を持つが、誘導体とは認められない化合物である。これには、天然の化合物に構造的に類似するが、構造内の一原子以上を他の原子で置き換えた化合物を含む。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) ステロイドホルモンの構造類似物：ゴナン構造を有していないではなくてはならないが、環の短縮若しくは拡張又は環の原子が他の原子（ヘテロ原子）によって置換されていてもよい。ドモプレドネート（domoprednate）（I NN）及びオキサンドロロン（oxandrolone）はこの種の構造類似物の代表的な例である。この種の構造類似物及び誘導体のグループ（上記ゴナン構造を有するものに限る。）は、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）として使用される物質を多数含む（例えば、サイプロテロン（cyproterone）（I NN）（抗アンドロゲン）、ダナゾール（danazol）（I NN）（抗性腺（せん）刺激ホルモン）、エポスタン（epostane）（I NN）（プログステロンの生成を阻害する。））。</p> <p>(c) (同 左)</p> <p>(VI) (同 左)</p> <p>29.37 項に分類される物品の一覧表（※）</p> <p>（新 規）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(A) ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物 この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物：ソマトトロピン（成長ホルモン、GH、STH（ソマトトロピンホルモン））は、水溶性のたんぱく質で、組織の成長を促進し、また、他の相のたんぱく質代謝作用の調節に関与する。脳下垂体前葉のソマトトロピン細胞から分泌され、その分泌は、放出因子（成長ホルモン放出ホルモン）及び阻害因子（ソマトスタチン）によって調節される。ヒト成長ホルモン（hGH）は、191のアミノ酸残基よりなる1本のポリペプチド鎖で、ほとんど独占的に組み替えDNA技術によって製造される。このグループには、ソマトレム（somatrem）（I NN）（メチオニル hGH）、アセチル化 hGH、デサミド（desamido）hGH 及びソメノポル（somenopor）（I NN）のような誘導体及び構造類似物並びにペグビソマント（pegvisomant）（I NN）のような拮抗剤を含む。</p> <p>(2) 及び (3) (省略)</p> <p>(4) 黄体刺激ホルモン（LTH、ガラクチン、ガラクトゲンホルモン、ルテオトロフィン、マンモトロフィン、プロラクチン）：結晶性のポリペプチドで乳汁分泌を促し、黄体の活動に影響を与える。 (削除)</p> <p>(5) ~ (20) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(A) ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物 この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物：ソマトトロピン（成長ホルモン、GH、STH（ソマトトロピンホルモン））は、水溶性のたんぱく質で、組織の成長を促進し、また、他の相のたんぱく質代謝作用の調節に関与する。脳下垂体前葉のソマトトロピン細胞から分泌され、その分泌は、放出因子（成長ホルモン放出ホルモン）及び阻害因子（ソマトスタチン）によって調節される。ヒト成長ホルモン（hGH）は、191のアミノ酸残基よりなる1本のポリペプチド鎖で、ほとんど独占的に組み替えDNA技術によって製造される。このグループには、ソマトレム（somatrem）（I NN）（メチオニル hGH）、アセチル化 hGH、デサミド（desamido）hGH 及びソメノポル（somenopor）（I NN）のような誘導体及び構造類似物並びにペグビソマント（pegvisomant）（I NN）のような拮抗剤を含む。</p> <p>(2) 及び (3) (同左)</p> <p>(4) 黄体刺激ホルモン（LTH、ガラクチン、ガラクトゲンホルモン、ルテオトロフィン、マンモトロフィン、プロラクチン）：結晶性のポリペプチドで乳汁分泌を促し、黄体の活動に影響を与える。</p> <p>(※) 世界保健機関（WHO）の公表した International Nonproprietary Names 又は International Nonproprietary Names (Modified) の品名がある場合には、それを最初に掲げ、それぞれ（I NN）又は（I N NM）が記されている。</p> <p>(5) ~ (20) (同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>29.41 抗生物質</p> <p>(省略)</p> <p><u>抗生物質（antibiotics）は、抗微生物薬（antimicrobial）の一種であり、後者は微生物に対して活性を持つ物質（例えば、抗菌薬（antibacterials）、抗ウイルス薬（antivirals）、抗真菌薬（antifungals）、抗寄生虫薬（antiparasitic</u></p>	<p>29.41 抗生物質</p> <p>(同左)</p> <p>抗生物質は、生きた微生物によって分泌される物質で、他の微生物を死滅させ又は成長を抑制する効果を有する物質である。これらは、主として病原微生物、特にバクテリア、菌又は時として腫瘍に対する強い抑制作用があるため使用され</p>

新旧对照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財閥第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
agents) 等) を包括する用語である。この項の天然の抗生物質は、生きた微生物によって分泌される物質で、他の微生物を死滅させ又は成長を抑制する効果を有する物質である。これらは、主として病原微生物、特にバクテリア、菌又は時として腫瘍に対する強い抑制作用があるため使用される。抗生物質は数マイクログラム／ml の血中濃度で効果がある。	る。抗生物質は数マイクログラム／ml の血中濃度で効果がある。
<u>抗菌薬</u> という用語は <u>抗生物質</u> という用語と同等ではなく、全ての <u>抗菌薬</u> が <u>抗生物質</u> と見なされるわけではない。 <u>抗菌薬</u> とは、細菌に対して作用する物質である。 <u>抗菌薬</u> は、 <u>抗菌抗生物質</u> （微生物が作り出す天然物質）のほか、化学合成によって作られる <u>抗菌薬</u> を含む。微生物によって生産される、天然の <u>抗生物質</u> と構造的な関係がない化学合成により生産される <u>抗菌薬</u> は、この項から除かれ、構造に基づいて分類される。	
<u>天然に存在する抗生物質</u> に加え、この項には次のものも含む。	
- <u>抗生物質</u> として使用される化学的に変性した <u>抗生物質</u> 。これらは、 <u>微生物</u> の自然な成長によって生産される成分を分離し、そして、細胞法（半合成ペニシリン）又は生合成（例えば、ある種のアミノ酸から作られるペニシリン）によって目的の基を分子に結合させるために、化学反応によって又は側鎖を導入するための前駆体を成長培地に加えることによって構造を変性させて製造される。	
- <u>合成</u> によって作られる天然と同一の構造の <u>抗生物質</u> （例えば、クロラムフェニコール）	
- <u>天然の抗生物質</u> に非常に構造が似ており、 <u>抗生物質</u> として使用されているある種の <u>合成抗菌物質</u> （例えば、チアンフェニコール）	
抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。	抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。
(1) 複素環式のもの：例えば、ノボビオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム (I NN)、ドリペナム (I NN)、モノバクタム類（例えば、アズトレナム (I NN)）がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種の <u>真菌</u> によって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。	(1) 複素環式のもの：例えば、ノボビオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム (I NN)、ドリペナム (I NN)、モノバクタム類（例えば、アズトレナム (I NN)）がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種の <u>かび</u> によって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。
(2) 及び (3) (省略)	(2) 及び (3) (同左)
(4) クロラムフェニコール及びその誘導体（例えば、チアンフェニコール (I NN)、フロルフェニコール (I NN) 及びシルペフェニコール (I NN)）	(4) クロラムフェニコール及びその誘導体（例えば、チアンフェニコール及びフロルフェニコール）
(5) ~ (7) (省略)	(5) ~ (7) (同左)
この項において、誘導体とは、この項の化合物から得られ、母体化合物の本質	この項において、誘導体とは、この項の化合物から得られ、母体化合物の本質

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
的特徴（基本化学構造を含む）を保持した活性な抗生物質化合物をいう。	的特徴（基本化学構造を含む）を保持した活性な抗生物質化合物をいう。 <u>この項には、また、抗生物質として使用される化学的に変性した抗生物質を含む。これらは、微生物の自然の成長によって生産される成分を分離し、次の化学反応によって構造を変性する方法、さらに成長培地に側鎖鎖前駆体を加える方法によって製造される。その結果、細胞法（半合成ペニシリン）又は生合成（例えば、ある種のアミノ酸から作られるペニシリン）によって、所望の基が分子に結合する。</u> <u>合成によって作られる天然と同一の構造の抗生物質（例えば、クロラムフェニコール）あるいは、天然の抗生物質に非常に構造が似ており、抗生物質として使用されているある種の合成物質（例えば、チアンフェニコール）もこの項に含む。</u>
この項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省略) (c) キノリンカルボン酸の誘導体、ニトロフラン、スルフォンアミド及びその他の化学的に单一の有機化合物で、抗菌作用を有しているが、この類の前項までのいづれかに分類されるもの。 <u>ただし、その構造が天然の抗生物質に非常に似ており抗生物質として用いられるものを除く。</u> (d) 及び (e) (省略)	この項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (同 左) (c) キノリンカルボン酸の誘導体、ニトロフラン、スルフォンアミド及びその他の化学的に单一の有機化合物で、抗菌作用を有しているが、この類の前項までのいづれかに分類されるもの (d) 及び (e) (同 左)
*	*
号の解説 (省略)	号の解説 (同 左)
2941.40 クロラムフェニコールの誘導体は、クロラムフェニコール骨格のN-（2-ヒドロキシ-1-メチル-2-フェネチル）アセタミドを分子中に含む活性な抗生物質である。 <u>この号には、チアンフェニコール（I NN）、フルフェニコール（I NN）及びシルペフェニコール（I NN）を含む。しかしながら、セトフェニコール（I NN）は、抗菌的に活性ではないためこのグループに属さない。</u>	2941.40 クロラムフェニコールの誘導体は、クロラムフェニコール骨格のN-（2-ヒドロキシ-1-メチル-2-フェネチル）アセタミドを分子中に含む活性な抗生物質である。 <u>この号には、チアンフェニコール（I NN）及びフルフェニコール（I NN）を含む。しかしながら、セトフェニコール（I NN）は、抗菌的に活性ではないためこのグループに属さない。</u>
(省略)	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961年の麻薬に関する単一条約（1972年議定書により修正）のもとに管理される麻薬				種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961年の麻薬に関する単一条約（1972年議定書により修正）のもとに管理される麻薬			
Brorphine	2933.39	2244737-98-0	1	Brorphine	2933.39	2244737-98-0	1
<u>Butonitazene</u>	<u>2933.99</u>	<u>95810-54-1</u>	<u>1</u>	(新規)			
(省略)				(同左)			
II. 1971年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬				II. 1971年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬			
Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
(省略)				(同左)			
Allobarbital aminophenazole	<u>2933.53</u>	8015-13-2	4	Allobarbital aminophenazole		8015-13-2	4
(省略)				(同左)			
Amfetamine pentobarbiturate	<u>2933.53</u>		2	Amfetamine pentobarbiturate			2
(省略)				(同左)			
Bromazepam (INN)	2933.33	1812-30-2	4	Bromazepam (INN)	2933.33	1812-30-2	4
<u>Bromazolam</u>	<u>2933.99</u>	<u>71368-80-4</u>	<u>4</u>	(新規)			
(省略)				(同左)			
Chlordiazepoxide hydrochloride	2933.91	438-41-5	4	Chlordiazepoxide hydrochloride	2933.91	438-41-5	4
<u>3-CMC; 3-chloromethcathinone</u>				(新規)			
9 (省略)				(同左)			

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Dexamfetamine pentobarbiturate (省 略)	<u>2933.53</u>	131540-99-3	2	Dexamfetamine pentobarbiturate (同 左)	<u>2933.54</u>	131540-99-3	2
Diclazepam; Chlorodiazepam <u>Dipentylone</u> (省 略)	2933.99 <u>2932.99</u>	2894-68-0 <u>803614-36-0</u>	4 <u>2</u>	Diclazepam; Chlorodiazepam (新 規) (同 左)	2933.99	2894-68-0	4
4-Fluoroamphetamine; 4-FA <u>2-Fluorodeschloroketamine</u> (省 略)	2921.49 <u>2922.39</u>	459-02-9 <u>111982-50-4</u>	2 <u>2</u>	4-Fluoroamphetamine; 4-FA (新 規) (同 左)	2921.49	459-02-9	2
Phenobarbital diethylamine Phenobarbital diethylaminoethanol Phenobarbital lysidine (省 略)	<u>2933.53</u> <u>2933.53</u> <u>2933.53</u> <u>2933.53</u> (省 略)	24573-29-3 2173353-48-3 diethylaminoethanol 94231-97-7	4 4 4 4	Phenobarbital diethylamine Phenobarbital diethylaminoethanol Phenobarbital lysidine (同 左)	24573-29-3 2173353-48-3 94231-97-7	4 4 4	
Phenobarbital propylhexedrine <u>4388-82-3</u>	<u>2933.53</u>	101318-29-0 <u>4388-82-3</u>	4	Phenobarbital propylhexedrine	101318-29-0	4	
Phenobarbital quinidine (省 略)	<u>2939.20</u>	1400-48-2 95723-24-3	4	Phenobarbital quinidine (同 左)	1400-48-2 95723-24-3	4	
Phenobarbital sparteine (省 略)	<u>2939.79</u>	85029-92-1	4	Phenobarbital sparteine (同 左)	85029-92-1	4	
Phenobarbital yohimbine (省 略)	<u>2939.79</u>	2173385-18-5	4	Phenobarbital yohimbine (同 左)	2173385-18-5	4	
 第 30 類 医療用品 (省 略)				 第 30 類 医療用品 (同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>30.03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項の規定は、食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、天然又は<u>人造</u>の鉱水<u>その他の</u>飲食物には適用<u>せず</u>、それぞれに適合した各項に属する。これは、本来、栄養物質のみを含有する調製食料品とみなされる場合<u>である</u>。食品中の主要栄養物質は、たんぱく質、炭水化物及び脂肪である。ビタミン及び無機塩も栄養上役割を果たす。</p> <p>また、同様に、医薬物質を含有する飲食物<u>及び</u>飼料用に供する種類の調製品は、これらの医薬物質が単に食餌療法上のバランスを改善するため、その<u>物品</u>のエネルギー付与上若しくは栄養上の価値を高めるため、又はその風味を改善するために添加されたものであれば、その<u>物品</u>が本来の飲食物<u>又は</u>飼料用に供する種類の調製品の性格を有している限り、この項から除かれる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>30.04 医薬品（混合し又は混合しない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項の規定は、食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、天然又は<u>人造</u>の鉱水<u>その他の</u>飲食物には適用<u>せず</u>、それぞれに適合した各項に属する。これは、本来、栄養物質のみを含有する調製食料品とみなされる場合<u>である</u>。食品中の主要栄養物質は、たんぱく質、炭水化物及び脂肪である。ビタミン及び無機塩も栄養上役割を果たす。</p> <p>また、同様に、医薬物質を含有する飲食物<u>及び</u>飼料用に供する種類の調製品は、これらの医薬物質が単に食餌療法上のバランスを改善するため、その<u>物品</u>のエネルギー付与上若しくは栄養上の価値を高めるため、又はその風味を改善するため</p>	<p>30.03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項の表題の規定は、食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、天然又は<u>人工</u>の鉱水等の飲食物には適用<u>しない</u>。これらの物品は、本来、栄養物質のみを含有する調製食料品とみなされる場合<u>それぞれに適合した各項に属する</u>。食品中の主要栄養物質は、たんぱく質、炭水化物及び脂肪である。ビタミン及び無機塩も栄養上役割を果たす。</p> <p>また、同様に、医薬物質を含有する飲食物は、これらの医薬物質が単に食餌療法上のバランスを改善するため、その<u>物質</u>のエネルギー賦与上若しくは栄養上の価値を高めるため、又はその風味を改善するために添加されたものであれば、その<u>物品</u>が本来の飲食物の性格を有している限り、この項から除かれる。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>30.04 医薬品（混合し又は混合しない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項の表題の規定は、食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、天然又は<u>人工</u>の鉱水<u>その他の</u>飲食物には適用<u>しない</u>。これらの物品は、本来、栄養物質のみを含有する調製食料品とみなされる場合<u>それぞれに適合した各項に属する</u>。</p> <p>食品中の主要栄養物質は、たんぱく質、炭水化物及び脂肪である。ビタミン及び無機塩も一部栄養上役割を果たす。</p> <p>また、同様に、医薬物質を含有する飲食物は、これらの医薬物質が単に食餌療法上のバランスを改善するため、その<u>物品</u>のエネルギー賦与上若しくは栄養上の価値を高めるため、又はその風味を改良するために添加されたものであれば、そ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に添加されたものであれば、その物品が本来の飲食物又は飼料用に供する種類の調製品の性格を保有している限り、この項から除外される。 (省 略)	の物品が本来の飲食物の性格を保有している限り、この項から除外される。 (同 左)
第 38 類 各種の化学工業生産品 (省 略) 総 説 (省 略)	第 38 類 各種の化学工業生産品 (同 左) 総 説 (同 左)
混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が単に存在するだけでは、注1 (b) の適用により当該混合物を38類から除外するためには十分でない。食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に副次的に栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注1 (b) により、38類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものであり栄養価を有するものである。 (省 略)	混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が副次的に存在するだけでは、注1 (b) の適用により当該混合物を38類から除外するためには十分でない。食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に副次的に栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注1 (b) により、38類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものであり栄養価を有するものである。 (同 左)
第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 (省 略)	第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 (同 左)
95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。） (省 略)	95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。） (同 左)
この項には、次の物品を含む。 (A) 祝祭用品：これは、祝祭日又は祝祭期間に関連し、通常はその祝祭日又は祝祭期間以外には使用されないもので、次の物品を含む。ただし、特定の祝	この項には、次の物品を含む。 (A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>祭日又は祝祭期間よりむしろ一般的に季節に関連する物品を含まない。</p> <p>(1) 部屋、テーブル、<u>屋外スペース</u>等の装飾に用いられる祝祭用の装飾品（例えば、花飾り、ランタン）及び特別な祝祭用に伝統的に作られるケーキの装飾品（例えば、動物、旗）</p> <p>(2) <u>クリスマスツリー用の装飾品（ティンセル、着色した球、動物及びその他の像等）、クリスマスに關連するシンボルが描かれた置物又はつり下げる装飾品等の主にクリスマスの期間に使用される装飾品（例えば、キャンディケインを持っている又はサンタクロースに似た色、デザイン及び形状の服若しくはアクセサリーを身に着けている小像（figurine）等）及びクリスマスの祝祭日に伝統的に使用するその他の物品（例えば、人造クリスマスツリー、降誕図、降誕像及び動物像、天使像、クリスマス用クラッカー、クリスマス用ストッキング、模造のクリスマス前夜祭に用いるかがり火用丸太、サンタクロース）</u></p> <p>(B) <u>カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。</u></p> <p>(1) <u>仮装用の衣類：例えば、マスク、仮装用の耳及び鼻、かつら、仮装用のひげ及び口ひげ（67.04項の <u>postiche</u> の製品を除く。）及び紙製帽子。</u></p> <p>(2) <u>紙製又は生綿製の投げ球、紙製吹流し（カーニバルテープ）、厚紙製トランペット、色紙つぶて、カーニバル用傘等</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(C) <u>奇術用具：例えば、一組のカード、机、つい立て及び容器で奇術用に特に設計したもの並びにくしゃみ粉、びっくり菓子及び噴水口付きボタン</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品</u></p> <p>(b) <u>祝祭用のデザイン、装飾品、紋章又はモチーフを有し、かつ、実用性を有する物品。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他</u>の紡織用纖維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン</p> <p>(c) <u>耐久性材料で製造したカーニバル用又は祝祭用のデザインを有する帽子で、実用性を有するもの（65類）</u></p> <p>(B) <u>奇術用具：例えば、一組のカード、机、つい立て及び容器で奇術用に特に設計したもの並びにくしゃみ粉、びっくり菓子、噴水口付きボタン及び Japanese flower</u></p>	<p>(1) 部屋、テーブル等の装飾に用いられる祝祭用の装飾品（例えば、花飾り、ランタン等）、<u>クリスマスツリー用の装飾品（ティンセル、着色した球、動物及び他の像等）</u>及び特別な祝祭用に伝統的に作られるケーキの装飾品（例えば、動物、旗）</p> <p>(2) <u>クリスマスの祝祭日に伝統的に使用する物品</u>：例えば、人造クリスマスツリー、降誕図、降誕像及び動物像、天使像、クリスマス用クラッcker、クリスマス用ストッキング、模造のクリスマス前夜祭に用いるかがり火用丸太、サンタクロース</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>(3) <u>仮装用の衣類：例えば、マスク、仮装用の耳及び鼻、かつら、仮装用のひげ及び口ひげ（67.04項の <u>人工頭髪</u> の製品を除く。）及び紙製帽子。</u></p> <p>(4) <u>紙製又は生綿製の投げ球、紙製吹流し（カーニバルテープ）、厚紙製トランペット、色紙つぶて、カーニバル用傘等</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品</u></p> <p>(b) <u>祝祭用のデザイン、装飾品、紋章又はモチーフを有し、かつ、実用性を有する物品。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他</u>の紡織用纖維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン</p> <p>(c) <u>耐久性材料で製造したカーニバル用又は祝祭用のデザインを有する帽子で、実用性を有するもの（65類）</u></p> <p>(B) <u>奇術用具：例えば、一組のカード、机、つい立て及び容器で奇術用に特に設計したもの並びにくしゃみ粉、びっくり菓子、噴水口付きボタン及び Japanese flower</u></p> <p>この項には、<u>また</u>、次の物品を含まない。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する物品。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン</p> <p>(c) 天然のクリスマスツリー (6類)</p> <p>(d) ろうそく (34.06)</p> <p>(e) 祝祭中に使用するプラスチック製又は紙製の包装類（構成する材料により該当する項に属する。例えば、39類又は48類）</p> <p>(f) クリスマスツリー用の台（構成する材料により該当する項に属する。）</p> <p>(g) 63.07 項の紡織用繊維製の旗又はまん幕</p> <p>(h) 耐久性材料で製造したカーニバル用又は祝祭用のデザインを有する帽子で、 実用性を有するもの (65類)</p> <p>(i,j) 各種のストリングライト (94.05)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(a) 天然のクリスマスツリー (6類)</p> <p>(b) ろうそく (34.06)</p> <p>(c) 祝祭中に使用するプラスチック製又は紙製の包装類（構成する材料により該当する項に属する。例えば、39類又は48類）</p> <p>(d) クリスマスツリー用の台（構成する材料により該当する項に属する。）</p> <p>(e) 63.07 項の紡織用繊維製の旗又はまん幕</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p>(f) 各種のストリングライト (94.05)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>